

ID: 1964

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	分別解体等の適正実施のための措置命令		
法令名 根拠条項	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第15条		
法令番号	平成12年法律第104号		
【根拠条文】 (命令) 第15条 都道府県知事は、対象建設工事受注者又は自主施工者が正当な理由がなくて分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、分別解体等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、基本方針(第4条第2項の規定により同条第1項の指針を公表した場合には、当該指針)を勘案して、当該対象建設工事受注者又は自主施工者に対し、分別解体等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和6年4月1日	最終変更年月日	年 月 日